

# 第1章 計画の考え方

## 1. 計画策定の趣旨

医学の進歩等により、平均寿命が伸び、世界有数の長寿国のひとつとなる一方で、生活環境や食習慣の変化、高齢化の進展等により、疾病構造が変化し、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病※が増加するとともに、寝たきりや認知症等の要介護者も増加し、深刻な社会問題となっています。

また、社会、経済環境や価値観が大きく変化している現代は、ストレス社会と言われており、生涯を通じて健康に暮らすためには、身体の健康づくりとともに、こころの健康づくりに取り組むことも重要になっています。

このような状況の中、国においては、平成24年に「健康日本21（第2次）」を制定し、「健康寿命※の延伸と健康格差※の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」等の方向性を示し、健康増進を推進するとともに、平成27年に「健やか親子21（第2次）」、平成28年に「第3次食育推進基本計画」を制定し、生涯にわたって健全な心身を育てるよう、一人ひとりの健康づくりの支援が行われています。さらに、平成30年には、子どもが大人になるまで切れ目ない支援を行い、健やかな成長を保障する社会づくりを目指すことを基本理念とした成育基本法が制定されました。また、同年から、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国民健康保険制度の見直しが行われています。

こうした国の流れを踏まえ、本市では、市民一人ひとりの主体的な健康づくりを推進するため、平成27年に「加東市健康増進計画(健康・笑顔・まちプラン)」を策定しました。この計画は、令和元年度が最終年度であるため、これまでの取組の評価を行うとともに、国、県の動向を踏まえ、妊娠期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを進め、すべての市民がいきいきと笑顔が広がるまちづくりの実現に向け、「加東市健康増進計画（第3期）(かとう 健康・笑顔・まちプラン)」を策定しました。

---

生活習慣病：食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に深く関与する病気の総称

健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

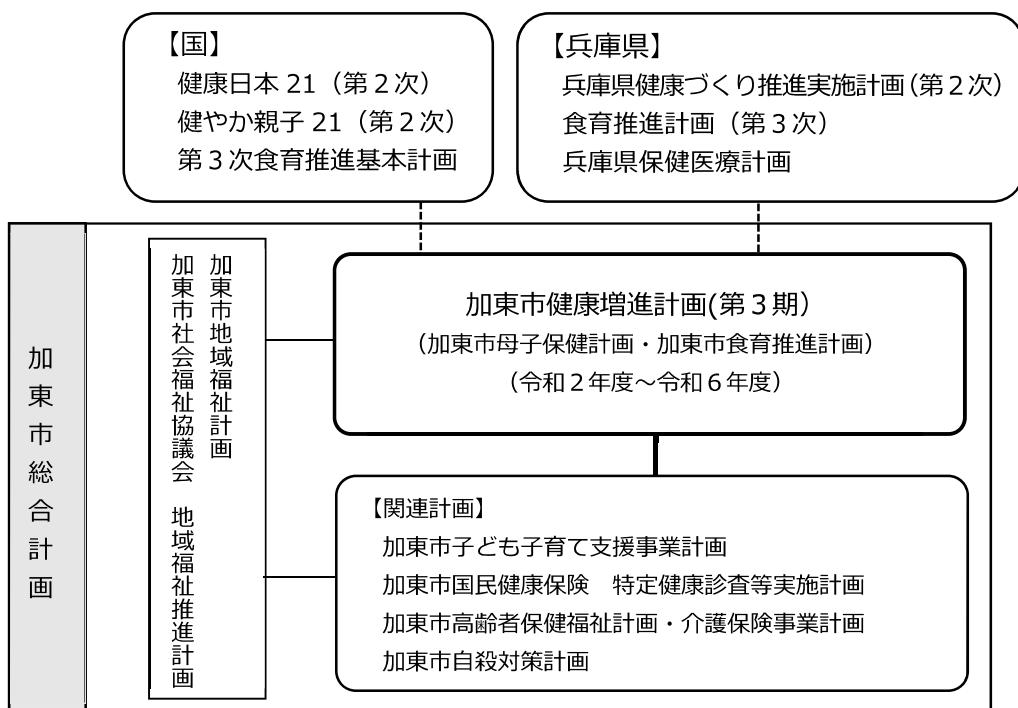
健康格差：所得、学歴等の社会経済的状況や、雇用形態、職種といった労働環境によって、健康行動や健康状態に差があること

## 2. 計画の位置付け

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法第18条に規定する市町村食育推進計画として位置付け、国の「健康日本21（第2次）」、「健やか親子21（第2次）」、「第3次食育推進計画」や、県の「健康づくり推進実施計画（第2次）」、「食育推進計画（第3次）」、「保健医療計画」を参考にしながら、健康増進計画、母子保健計画、食育推進計画を包含して策定するものです。

また、本計画は、「加東市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野で関連する各関連計画との整合を図り、調和のとれた施策、事業を展開します。

### ■上位、関連計画における位置付け



## 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。なお、社会情勢の変化により、計画の見直しが必要な場合は適宜見直しを行います。

| 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度<br>(平成 31 年度) | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 | 令和<br>5 年度 | 令和<br>6 年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|             |             |             |             |                         |            |            |            |            |            |
| 前 計 画 期 間   |             |             |             |                         |            |            |            |            |            |
|             |             |             |             |                         | 本 計 画 期 間  |            |            |            |            |
|             |             |             |             |                         |            |            |            |            |            |